

◎日本国と中華人民共和国との間の海運協定

(略称) 中華人民共和国との海運協定

昭和四十九年十一月十三日 東京で署名

昭和五十年三月三十一日 国会承認

昭和五十年五月六日 確認通告の交換

昭和五十年六月四日 効力発生

昭和五十年五月十七日 公布及び告示

(条約第七号及び外務省告示第八七号)

目次

ページ

前文.....一〇三

第一条 「船舶」の定義等.....一〇三

第二条 船舶の国籍の互認.....一〇四

第三条 船舶の海上運送に従事する権利等.....一〇四

第四条 開港への出入の権利並びに船舶及び貨客の港における待遇等に関する最恵国待遇.....一〇四

第五条 船舶積量測定証書の互認.....一〇五

中華人民共和国との海運協定

中華人民共和国との海運協定

1011

第六條	乗組員の出入国等に関する規則及び手続の適用に関する最恵国待遇等	一〇六
第七條	沿岸貿易の除外等	一〇七
第八條	遭難船舶等に対する最恵国待遇等	一〇七
第九條	海運企業の送金の権利	一〇八
第十條	両国の船舶による貨客の円滑な運送の促進についての協力	一〇九
第十一條	協議	一〇九
第十二條	効力発生、有効期間及び終了	一〇九
末文		一一〇

日本国と中華人民共和国との間の海運協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、千九百七十二年九月二十九日に北京で発出された両国政府の共同声明に基づき、  
両国民の間の友好的な交流を促進し及び海運の分野における両国間の関係を発展させるため、  
平等互恵の原則に従い、  
友好的な協議を経て、  
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

「船舶」  
の定義等

- 1 「船舶」とは、商業的目的のために旅客又は貨物の海上運送に従事する商船をいう。
- 2 「一方の締約国の船舶」及び「他方の締約国の船舶」とは、次条の規定に従い、日本国又は中華人民共和国の国籍を有する船舶と認められた船舶をいう。

中華人民共和国和日本国海運協定

中華人民共和国政府和日本国政府、根据一九七二年九月二十九日在北京发表的两国政府联合声明，为了促进两国人民的友好往来和发展两国间海运方面的关系，按照平等互利的原则，经过友好协商，达成协议如下：

第一条

在本协定中：

- 一、“船舶”是指为商业目的从事海上旅客、货物运输的商船。
- 二、“缔约一方船舶”和“缔约另一方的船舶”是指按照本协定第二条规定被承认具有中华人民共和国国籍或日本国国籍的船舶。

第二条

いずれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、当該一方の締約国の権限のある当局が自国の法令に従つて発給した船舶の国籍の証明のための書類を備えているものは、当該一方の締約国の国籍を有する船舶と認められる。

第三条

船舶の海上運送に従事する権利等

1 　いずれの一方の締約国の船舶も、両締約国の間又は他方の締約国と第三国との間における旅客又は貨物の運送に従事することができる。

2 　両締約国以外の国の船舶で、いずれか一方の締約国の海運企業が備船したのも、他方の締約国が異議を申し立てない限り、1に規定する運送に参加することができる。

第四条

1 　いずれの一方の締約国の船舶も、第三国の船舶と均等の条

第二条

懸掛締約任何一方国旗，并持有该缔约一方当局按照本国法令规定颁发的船舶国籍证明文件时，应被承认具有该缔约一方国籍的船舶。

第三条

一、 缔约任何一方船舶，可以在缔约双方间，或在缔约另一方和第三国间从事旅客、货物运输。

二、 缔约任何一方海运企业租用的缔约及外国国家的船舶，只要缔约另一方不提出异议，可以参加本条第一款所规定的运输。

第四条

一、 缔约任何一方船舶有与第三国的船

出入の権利並びに船舶及び貨客の港における待遇等に最惠国待遇

船舶積量測定証書の互認

件で、他方の締約国のすべての開港に出入する権利を有する。

2 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の領海を航行し、他方の締約国の港に出入し、又は他方の締約国の港の内において停泊する場合には、当該船舶並びにその旅客及び積荷は、税関、檢疫及び港に関する規則及び手続の適用に關し、各種の課徴金及び費用の徴収に關し、港及び停泊地における停泊、泊地の変更及び貨物の積卸しに關し、港の設備及び航行補助のための設備の使用に關し、水先の役務に關し、並びに船舶、乗組員及び旅客のために必要とされる各種の物資の供与及び各種の便宜の提供に關し、第三国の船舶並びにその旅客及び積荷に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

### 第五条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の権限のある当局が当該他方の締約国の船舶に対して発給した船舶の積量測定に関する証書を承認する。

船在同等条件下、进出締約国一方所有对外开放的港口。

二、締約国任何一方船舶在締約国一方領海航行、进出港口或在港口内外停泊时，该船舶及其旅客、货物，在执行海关、檢疫、港口规章和手续，在征收各种税捐和费用，在港口和锚泊地停泊、移泊、装卸货物，在使用港口设备、助航设备，在引水服务，以及在船舶、船员、旅客所需各项物资供应和提供各种方便方面，享有不低于第三国船舶及其旅客、货物的待遇。

### 第五 条

締約国任何一方承认締約国另一方的主管当局对该締約国另一方船舶颁发的船舶吨位证书。

いづれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測定に関する証書を備えていない船舶については、他方の締約国は、当該他方の締約国の法令に従つて積量の測定を行うことができる。

第六條

乗組員の  
出入国等  
に関する  
規則及び  
手続の適  
用に関する  
最惠國  
待遇等

1 いづれの一方の締約国も、他方の締約国の権限のある当局が発給した乗組員身分証を承認するものとし、当該他方の締約国の船舶が当該一方の締約国の港の内外において停泊している間、当該船舶の乗組員で前記の乗組員身分証を所持しているものに対し、出入国、上陸、税関及び檢疫に関する規則及び手続の適用に関し、第三国の船舶の同様の乗組員に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する乗組員身分証とは、日本国にあつては、「船員手帳」又はこれに代えて日本国の定めるものをいひ、中華人民共和国にあつては、「海員証」又はこれに代えて中華人民共和国の定めるものをいふ。

對未持有締約任何一方主管當局發給的船舶噸位證書的船舶，締約任何一方可按本國的法令進行噸位丈量。

第六條

一、締約任何一方承認締約另一方主管當局發給的船員身分證件，締約另一方的船舶在締約一方港口內外停泊期間，對持有本條上述身分證件的該船舶的船員，在執行出入境、登陸、海關、檢疫的規章和手續方面，應給予不低於第三國船舶同種船員的待遇。

二、本條第一款規定的船員身分證件，在中華人民共和國是指“海員證”或由中華人民共和國規定代替它的證件，在日本國是指“船員手帳”或由日本國規定代替它的證件。

3 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の港の内外において停泊している間、当該船舶の船長又は当該船長がその代理人として指定する乗組員は、当該他方の締約国において必要とされる手続を完了した後、当該一方の締約国の外交官又は領事官と面会することができる。

#### 第七条

この協定は、沿岸貿易には適用しない。ただし、いずれか一方の締約国の船舶が、国外から運送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を卸し又は国外向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積み込むため、他方の締約国の一の港から他の港に航行することは、沿岸貿易とはみなされない。

#### 第八条

1 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、当該他方の締約国は、当該船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、類似の場合に第三国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷

遭難船舶  
等に対す  
る最恵国  
待遇等

三、締約任何一方の船舶が在締約另一方港口内外停泊期間、該船舶の船長或該船長指定为其代表的船員、在履行締約另一方必要的手续以后、可以回该締約一方的使、领馆官员会见。

#### 第七条

本協定の規定不适用于沿海航行。但締約任何一方之船舶，为了卸下从国外运来的全部或部分旅客、货物，或兼载运往国外的全部或部分旅客、货物，而由締約另一方之一个港口驶往另一个港口时，不作为沿海航行。

#### 第八条

一、締約任何一方之船舶在締約另一方沿海遇

に与える援助及び保護よりも不利でない援助及び保護を与え  
るとともに、最も迅速な方法により、当該一方の締約国の関  
係当局にこれらに関する状況を通報する。

2 1の船舶から救い上げられた積荷その他の物品は、それが  
当該他方の締約国の国内における消費のために搬入されない  
限り、関税その他の租税を免除される。

### 第九条

一方の締約国は、他方の締約国の海運企業に対し、当該海運  
企業が海運業務に関連して当該一方の締約国の領域内で得た収  
入のうち支出を超える部分を、両締約国が受け入れることがで  
きる為替相場により、日本円、人民幣又は両国において認めら  
れている交換可能な通貨で、当該海運企業の本店に送金する権  
利を与える。

### 第十条

船及其船員、旅客、貨物、应給予不低于第三国  
船及其船員、旅客、貨物、在类似情况下得到的  
援助和保护，并以最快捷的办法将上述有关情况通  
知締約一方的有关当局。

二、从本条上述船舶上营救出来的貨物和其  
他物品，只要不是为该締約方另一方国内消費而运  
进的，免于征收关税和其他稅捐。

### 第九条

締約一方应給予締約方另一方海運企业以权利，  
其在締約一方領土内經營海運业务所获有关收  
支的余額，按締約双方都能接受的比价，以人民  
币、日元或两国承认的可兌換的貨幣汇交其总机  
构。

### 第十条

海運企業  
の送金の  
権利



兩國の船舶による貨客の円滑な運送の促進に協力

協 議

効力発生、有効期間及び終了

両締約国は、両国間の海運活動が相互の間の経済貿易関係の発展に寄与し得るよう、両締約国の船舶による旅客又は貨物の円滑な運送の促進につき、できる限り協力する。

第十一条

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請がある場合には、この協定の実施に関連して生じた問題を処理するため、適当な方法により、両締約国が合意する日時及び場所において、協議することができらる。

第十二条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対し

中華人民共和国との海運協定

締約双方为使兩國間の海運活動，对双方同  
经济贸易关系的发展做出贡献，在促进締約双方  
船舶顺利开展旅客、货物运输方面，给予尽可能  
的合作。

第十一条

締約双方在締約任何一方要求下，为了处  
理执行本协定产生的有关问题，可以适当的方式，  
在締約双方同意的日期和地点进行协商。

第十二条

一、本协定在各自由国家履行行为生效所必要的  
国内法律手续并交换确认通知之日起的第三十天  
开始生效。本协定有效期为三年，三年之后，在  
根据本条第二款的规定宣布终止之前，继续有效。

二、締約任何一方在最初三年期满时或在某

て文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年十一月十三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

東郷文彦

中華人民共和国政府のために

韓念龍

后，可以在六個月以前，以書面預先通知締約另一方，隨時終止本協定。

下列代表，經各自政府正式授權，已在本協定上簽字為証。

本協定于一九七四年十一月十三日在東京訂，一式两份，每份都用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

中華人民共和国政府代表 日本国政府代表

韓念龍 東郷文彦

(参考)

この協定は、海運の分野における日本国と中華人民共和国との間の関係を発展させるため、船舶の開港への出入の権利、船舶の港における待遇、乗組員の出入国、海難救助等に関する最恵国待遇の供与を定めるほか、船舶の国籍の互認、積量測定証書の互認等について定めている。